

ヒアリング（意見交換）のための事前提出資料

収用委員会

1 ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容（H22年度）

項目	項目	詳細	会長 [1名]	委員 [6名]	計 [7名]
委員会議等	収用委員会		23	137	160
その他活動	打ち合わせ	事務局での打ち合わせ 訪問しての打ち合わせ	17 7	1 9	18 16
	①審理		2	8	10
	②現地調査（鑑定含む）		1	9	10
	③打ち合わせ（鑑定調査）		0	9	9
	④打ち合わせ（審理）		1	10	11
	⑤打ち合わせ（現地調査）		0	1	1
	⑥審理内容の検討		0	8	8
	⑦裁決書案の確認		4	24	28
	⑧打ち合わせ（裁決書案）		4	3	7
	その他	審理記録書の確認 協議の確認案の確認 調査研究等 和解調書案の確認	6	134	140
小 計			42	216	258
合 計			65	353	418
委員一人あたり月平均日数			5.4	4.9	5.0

※あわせて、H20年度から3年間の委員会議の開催実績についてご記入ください。

期間	開催回数	備 考
H20年度	24回	
H21年度	23回	
H22年度	24回	

2 活動日数以外での委員の業務量について客観的なデータがありましたら、ご記入ください。

（例. 不服申立ての審査件数、許認可や行政処分の件数など）【H20～22年度実績】

◎処理件数の推移

	H20年度		H21年度		H22年度	
	権利取得裁決	明渡裁決	権利取得裁決	明渡裁決	権利取得裁決	明渡裁決
前年度からの繰越件数	16	12	10	6	12	9
当年度申請件数	8	9	9	8	7	8
当年度処理件数	14	15	7	5	7	7
次年度繰越件数	10	6	12	9	12	10

◎平均処理日数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度
権利取得裁決	391日	364日	406日
明渡裁決	305日	262日	345日

※平均処理日数の長期化は、争点の複雑化した案件が増加していること及び、代理人に弁護士を選任する事案が増加し審理がより専門技術化していることによる。

3 委員であることによる日常生活への影響について

(例. 間接的ではあるが、具体的な影響など)

<日常生活（本来業務）に対する影響について>

- 案件が集中する場合や至急に検討を要する場合などは、優先的に処理することがあるため、本来業務を後回しにすることが多い。
- 委員会及びこれに係る議題の事前検討のために一定程度の時間をあてている他、現在裁決を担当している事件が2件あり、いずれも法律上の問題点が多い。このため、審理の時間以上に、事務局との打合わせや争点の整理、研究、調査に時間を要している。
つまり、委員会の会議に関する事項以外に、重要な訴訟事件を2件抱えているのと同様の状態であり、弁護士業務の執務時間の相当部分を割いている。
- 特定の曜日を委員会の会議日として確保しなければならず、授業の時間割や所属大学の会議等に影響が生じている。また、委員会への出席のみならず、事務局との打ち合わせ及び案件その他土地収用制度等の調査のために相当の時間を必要とし、本来の研究教育のための時間の確保に大きな影響が生じている。
- 委員会の日程が原則として固定されているため、会議等や海外出張等について、日程調整の困難な場合が発生する。
- 指名委員として担当が決まると、毎週のように委員会の仕事がある。
- 月2回委員会の会議があり、往復の時間を含めおよそ半日拘束される。

<日常生活(その他)への影響について>

- 裁決書案の検討、担当事案及び委員会協議事項の検討、その他土地収用法に係る調査研究は、本務との関係及び文献資料等を考慮して休日に大学で行うため、余暇及び休日における研究活動に時間的制約を受ける。
- 過去に各種の公的委員に就任したが、(収用委員は)専門的見地に立って担当案件を熟慮・検討する時間が他の委員職より圧倒的に多く、使命感からも常に優先順位を高くしなければならない。
- 大阪府の非常勤特別職としての立場を常に自覚している。
- 職責上、会議に欠席することができず、収用委員会の予定を最優先しなければならないことへの負担感及び紛争案件の裁決という収用委員の職務に伴う負担感がある。
- 専門用語及び審理内容の研究に努めている。

4 その他

特に記載すべき事項がありましたら、ご記入ください。

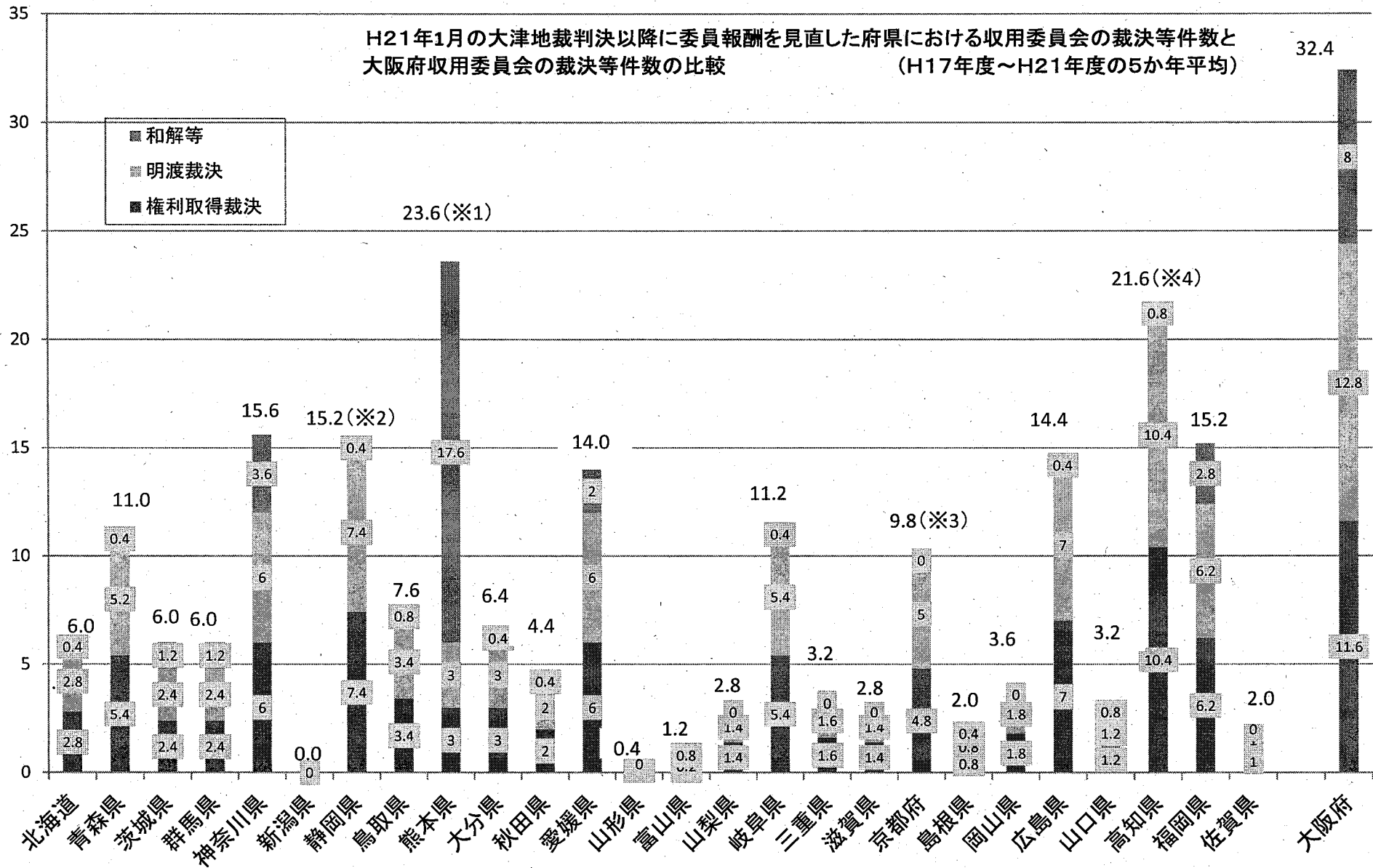
- 土地収用法における収用委員会の準司法機関としての位置づけ・重要性やそれを受けて定められている委員の身分保障、さらには大阪府における収用裁決申請の数（特に最近におけるいわゆる逆収用申請の増加）に鑑みると、委員報酬を委員会出席や現地調査等の個別的役務提供に対する報酬としてとらえ日額制とするのは妥当ではなく、常勤の職員に準ずる報酬制を維持すべきである。

「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という委員の職責を全うするためには、個別事案の事実関係の入念な検討のほか、土地収用法にとどまらず民法その他関連する法分野に関する調査研究も必要であり、そのために要する時間と労力は、必ずしも

定型化になじまない面があることを考えると、現行の報酬制の維持はなおさら必要である。

- 大阪府収用委員会の取扱件数の多さ、指名委員制度を採用していることによる担当委員の負担の程度を適正に斟酌し、委員に不当な犠牲を強いることのないように配慮願いたい。

H21年1月の大津地裁判決以降に委員報酬を見直した府県における収用委員会の裁決等件数と大阪府収用委員会の裁決等件数の比較 (H17年度～H21年度の5か年平均)



※1: 熊本県は、H17年度に川辺川ダム関連事業行による80件の申請・取り下げがあり、H18年度を除くと平均件数は9.5件。

※2: 静岡県は、H18年度に静岡空港関連事業による約50件の裁決があり、H18年度を除くと平均件数は5.5件。

※3: 京都府は、H18年度に1事業が17筆に分けて提起されており、H18年度を除くと平均件数は3.8件。

※4: 高知県は、H18からH21年度にかけて、仁淀川の水位が高いことにより従来仁淀川に合流していた波介(はげ)川で発生している内水氾濫被害を軽減するよう、仁淀川河口まで新川開削する河川事業を行うための既成市街地等の収用による案件が増加したものの。

注: データの出典は国土交通省の「裁決運用状況調査(全国版)」。※1～※4は大阪府収用委員会の間取りによる。

収用等事件処理状況(平成17年度～平成21年度)

	過去5か年の平均				平成17年度				平成18年度				平成19年度				平成20年度				平成21年度			
	権利取得裁決	明渡裁決	和解等	計	権利取得裁決	明渡裁決	和解等	計	権利取得裁決	明渡裁決	和解等	計	権利取得裁決	明渡裁決	和解等	計	権利取得裁決	明渡裁決	和解等	計	権利取得裁決	明渡裁決	和解等	計
北海道	2.8	2.8	0.4	6.0	2	2	0	4	2	2	0	4	6	6	0	12	4	4	2	10	0	0	0	0
青森県	5.4	5.2	0.4	11.0	3	3	0	6	2	2	0	4	12	11	0	23	6	6	2	14	4	4	0	8
岩手県	2	2	1.2	5.2	2	2	2	6	0	0	0	0	5	5	0	10	0	0	4	4	3	3	0	6
宮城県	1	1	0.6	2.6	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	0	2	2	2	3	7
秋田県	2	2	0.4	4.4	0	0	2	2	4	4	0	8	0	0	0	0	5	5	0	10	1	1	0	2
山形県	0.2	0.2	0	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	2.2	2.2	0	4.4	0	0	0	0	2	2	0	4	2	2	0	4	1	1	0	2	6	6	0	12
茨城県	2.4	2.4	1.2	6.0	1	1	0	2	4	4	2	10	2	2	0	4	3	3	4	10	2	2	0	4
栃木県	1.4	1.4	0.4	3.2	0	0	0	0	1	1	2	4	5	5	0	10	1	1	0	2	0	0	0	0
群馬県	2.4	2.4	1.2	6.0	1	1	0	2	4	4	2	10	2	2	2	6	4	4	2	10	1	1	0	2
埼玉県	0.8	0.8	2.4	4.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	10	0	0	0	0	2	2	6	10
千葉県	1.2	1.2	0.4	2.8	3	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	6	1	1	0	2
東京都	17.2	17.4	15.8	50.4	20	20	6	46	20	24	11	55	25	22	16	63	11	11	26	48	10	10	20	40
神奈川県	6	6	3.6	15.6	6	6	4	16	5	5	4	14	9	9	6	24	5	5	0	10	5	5	4	14
新潟県	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	1.4	1.4	0	2.8	4	4	0	8	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4
長野県	0	0	0.4	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
富山県	0.2	0.2	0.8	1.2	1	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
石川県	0.6	0.6	0	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	6
岐阜県	5.4	5.4	0.4	11.2	3	3	2	8	5	5	0	10	15	15	0	30	2	2	0	4	2	2	0	4
静岡県	7.4	7.4	0.4	15.2	0	0	0	0	27	27	0	54	5	5	0	10	0	0	0	0	5	5	2	12
愛知県	4.2	4.2	1.2	9.6	6	5	2	13	1	2	0	3	5	5	4	14	5	5	0	10	4	4	0	8
三重県	1.6	1.6	0	3.2	0	0	0	0	2	2	0	4	2	2	0	4	2	2	0	4	2	2	0	4
福井県	0.6	0.6	0	1.2	2	2	0	4	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	1.4	1.4	0	2.8	0	0	0	0	2	2	0	4	2	2	0	4	2	2	0	4	1	1	0	2
京都府	4.8	5	0	9.8	0	1	0	1	17	17	0	34	3	3	0	6	4	4	0	8	0	0	0	0
大阪府	11.6	12.8	8	32.4	17	18	16	51	12	17	4	33	13	12	12	37	11	12	6	29	5	5	2	12
兵庫県	5.2	5.2	1.4	11.8	4	4	2	10	8	7	0	15	3	3	1	7	6	6	4	16	5	6	0	11
奈良県	2.6	2.8	2.6	8.0	2	3	1	6	3	3	0	6	1	1	0	2	6	6	6	18	1	1	6	8
和歌山県	1.8	1.6	0.4	3.8	5	5	0	10	1	1	2	4	1	0	0	1	1	1	0	2	1	1	0	2
鳥取県	3.4	3.4	0.8	7.6	6	6	0	12	2	2	0	4	6	6	2	14	3	3	2	8	0	0	0	0
島根県	0.8	0.8	0.4	2.0	2	2	0	4	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	2	4	0	0	0	0
岡山県	1.8	1.8	0	3.6	3	3	0	6	0	0	0	0	2	2	0	4	2	2	0	4	2	2	0	4
広島県	7	7	0.4	14.4	3	3	0	6	7	7	0	14	9	9	2	20	10	10	0	20	6	6	0	12
山口県	1.2	1.2	0.8	3.2	1	1	0	2	2	2	0	4	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	4	6
徳島県	2.6	2.6	1.2	6.4	2	2	2	6	4	4	0	8	4	4	0	8	1	1	0	2	2	2	4	8
香川県	1.4	1.4	0.4	3.2	2	2	2	6	2	2	0	4	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2
愛媛県	6	6	2	14.0	4	4	0	8	7	7	0	14	3	3	2	8	5	5	6	16	11	11	2	24
高知県	10.4	10.4	0.8	21.6	11	11	0	22	4	4	2	10	16	16	2	34	7	7	0	14	14	14	0	28
福岡県	6.2	6.2	2.8	15.2	4	4	4	12	8	8	2	18	8	8	2	18	5	5	4	14	6	6	2	14
佐賀県	1	1	0	2.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	1	1	0	2	2	2	0	4
長崎県	2.4	2.4	0.4	5.2	0	0	0	0	4	4	2	10	5	5	0	10	2	2	0	4	1	1	0	2
熊本県	3	3	17.6	23.6	0	0	80	80	4	4	0	8	4	4	2	10	2	2	6	10	5	5	0	10
大分県	3	3	0.4	6.4	1	1	0	2	6	6	0	12	6	6	0	12	0	0	0	0	2	2	2	6
宮崎県	2	2	1.4	5.4	2	2	2	6	0	0	0	0	3	3	0	6	5	5	5	15	0	0	0	0
鹿児島県	5.2	5.2	0.8	11.2	1	1	0	2	2	1	0	3	4	5	0	9	15	15	2	32	4	4	2	10
沖縄県	6.8	6.6	1.6	15.0	14	14	0	28	3	3	0	6	5	5	2	12	3	2	2	7	9	9	4	22
全国計	3.4	3.4	1.6	8.4	139	141	129	409	178	186	33	397	203	198	61	462	146	146	91	383	134	135	63	332

※1:大阪府の対全国比は8.2%、大阪府と東京都の合計の対全国比は20.9%。

※2:熊本県の平成17年度の件数80は、川辺川ダム関連事業で、県収用委員会の勧告に従い、国交省が申請を取り下げたもの。

※3:静岡県の平成18年度の件数54は、主に静岡空港関連事業によるもの。

※4:京都府の平成18年度の件数34は、1件の事案が17筆に分けて提起されたもの。

※5:高知県は、平成18から平成21年度にかけて、仁淀川の水位が高いことにより従来仁淀川に合流していた波介(はげ)川で発生している内水氾濫被害を軽減するよう、仁淀川河口まで新川開削する河川事業を行うための既成市街地等の収用による案件が増加したものの。

注:データの出典は国土交通省の「裁決運用状況調査(全国版)」。※2～※5は大阪府収用委員会の開取りによる。